

①建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（素案）への主な意見と回答

ページ	行	No.	意見	回答
制度について		1.	建築基準法規則第1条の3は改正されるか。改正される場合は、その内容はどのようなものか。	2025年夏頃を目途に、建築基準法施行規則第1条の3及び確認審査等に関する指針の改正を予定しています。
制度について		2.	BIM図面審査を義務付けることや、BIM図面審査の対象に用途や規模の限定をかける予定はあるか。	現時点において、BIM図面審査の義務付けを行う予定はありません。また、用途や規模に応じた制限を設ける予定はありません。
制度について		3.	BIM図面審査を行うことができる審査者を一覧にして開示してほしい。	今後、BIM図面審査を行うことができる審査者の一覧を開示する予定です。
制度について		4.	都道府県市町村と民間審査機関は、同時にBIM図面審査を開始する予定か。	開始時期については、各指定確認検査機関および特定行政庁の判断によります。
制度について		5.	民間審査機関だけでなく行政提出（計画通知）も対応可能か。	制度上は対応可能です。開始時期については、特定行政庁の判断によります。
制度について		6.	建築に伴う行政協議も、確認申請用CDEを活用して行うことができるようにしてはどうか。	消防同意は、ICBA確認申請用CDEを活用して行うことができるようにする予定です。その他の行政協議は、今後の検討の参考とさせていただきます。
制度について		7.	BIM審査方法の課題抽出や実現可能性の検討のため、モデルケースの試行等の調査を行うか。	ご指摘を踏まえ、検討します。
制度について		8.	BIM図面審査の開始に当たり、実務者向けのトレーニングが必要である。	2025年秋頃を目途に、BIM図面審査の実務者向けの講習を実施する予定です。
制度について		9.	今後、BIMモデルそのものを審査対象とすることは検討しているか。	2029年春の開始を目指すBIMデータ審査では、BIMデータそのものを審査対象とする方向で検討しています。
全般		10.	全体の構成や記載を見直し、記載の重複をなくす方がよい。また、複数の箇所に出てくる場合はその記載順や用語の統一を図る方がよい。	重複した記載をできるだけなくすよう構成を見直します。
全般		11.	P2の用語の定義では「整合性確認」だが、整合性の確認と記載されている箇所がいくつかある。統一してはどうか。	「整合性確認」に修正します。
全般		12.	「申請図」は「申請図書」に統一すべき。	「申請図書」に修正します。「申請図書」とは「書類」および「図面」です。
全般		13.	「申請者」は「設計者」に統一してはどうか。また、例えば「建築主又は建築主から委任を受けた設計者等」といった「申請者」の用語の定義を定める方がよいのではないかと。代理者と設計者は同じか。責任の所在があいまいにならないか。	本ガイドラインにおいて、設計者チェックリストの申告については設計者の行為、それ以外については申請者の行為として整理しています。
全般		14.	要所に「〇〇等」のように「等」を使用しているが、「ガイドライン」として適切な使用方法ではない部分が見受けられ、文章の見直しが必要と思われる。	ご指摘を踏まえ、文章を見直します。
全般		15.	「建築確認電子申請ガイドライン（JCBA）」との整合性に留意すべき。	建築確認におけるBIM図面審査ガイドラインの策定に当たっては、関連するガイドラインとの整合にも留意して検討を進めてまいります。
1	1	16.	BIMによる建築確認の背景やねらいについて触れるべき。	ご指摘を踏まえ、BIMによる建築確認にかかる背景やねらいについて追記します。
1	3	17.	本ガイドラインの位置づけとして、規則や告示等の改正等法的な位置づけを記載されてはどうか（現時点では、「〇〇に基づいて定める」等で	2025年夏頃を目途に予定されている、建築基準法施行規則第1条の3及び確認審査等に関する指針の改正に合わせ修正を行う予定です。

ページ	行	No.	意見	回答
			もよい。)	
1	8	18.	「Modelling」より「Modeling」と記載するほうが一般的ではないか。	ISO19650 の記載と合わせているため、修正の予定はありません。
1	30	19.	「IFC」は「建設業界に関する標準化されたデジタル技術のオープンな国際規格」とあるが、IFC データはその規格に基づいた、BIM 図面のメタデータの役割を果たすものという理解でよいか。 その場合、具体的にどのような情報が定義されるのか。	buildingSMART Japan のホームページに IFC に関する説明がありますので、そちらをご参照ください。
1	16～17	20.	「2D による加筆」が、入出力基準・設計者チェックリスト（素案）の用語の定義に記載のある「2 次元加筆」と同じ意味であるのなら、どちらかに文言を揃えてはどうか。	「2 次元加筆」に修正します。
1	16～17	21.	2D 加筆を行うことが禁止事項として例示されているが、建築確認申請において、確認検査機関によっては、法令や注釈等の加筆を求められることがある。そのような場合も、すべての加筆を BIM ソフトウェア上でオブジェクトとして入力する必要があるか。	整合性確認の省略対象となる範囲は 2 次元加筆を行わないこととしており、省略対象とならない範囲について加筆を制限するものではありません。
1	19	22.	BIM ソフトウェアの定義について、「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（国土交通省）」の定義と異なる理由はなにか。	「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（国土交通省）」では、BIM ソフトウェアの定義は「（前略）BIM モデルを作成するためのソフトウェア」とされているところ、本ガイドラインでは、BIM モデルから出力された図書や 2 次元加筆も含めた全体の情報である BIM データを、主に取り扱うものであることから、BIM ソフトウェアの定義についても「BIM データを作成するためのソフトウェア」としています。
1	19	23.	BIM ソフトウェアに該当する製品を明記してほしい。	個別製品を特定して記載することはできませんが、BIM 図面審査に用いることができる BIM ソフトウェアの要件について追記します。
1	19	24.	BIM 図面審査に用いることができる BIM ソフトウェアは、IFC データに正しく出力することができることが保証されたものに限るべきでないか。	BIM 図面審査に用いることができる BIM ソフトウェアの要件について追記します。
1	22	25.	「2D」ではなく「2D モデル」「2D 図面」等の表現がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
1	25～27	26.	CDE の説明が「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」（第 2 版）の内容の一部しか記載されていないが意図的か。	BIM 図面審査における定義として、一部を省略して記載しています。
1	25～27	27.	共有し受け渡すための手続きよりは「共有し受け渡すための基盤又はプラットフォーム」の方が良いのではないか。	ご指摘を踏まえ、検討します。
1	29	28.	今回は「BIM 図面審査」に限ってのガイドラインであることを理解しているが、今後実施される予定の「BIM データ審査」を見据えた場合、「確認申請用 CDE」は「BIM 図面審査に用いる CDE」という定義で問題ないか。	BIM データ審査を見据えています。現段階では、確認申請用 CDE は BIM 図面審査に用いる CDE という位置づけです。BIM データ審査の開始に合わせ、改めて定義を見直します。
1	31～32	29.	IFC の説明が「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」（第 2 版）の内容の一部しか記載されていないが意図的か。	BIM 図面審査における定義として、一部を省略して記載しています。

ページ	行	No.	意見	回答
1	31～32	30.	IFC データの用語の定義が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、IFC の定義を修正します。
1	31～32	31.	buildingSMART International が何を示しているか注釈が欲しい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
1	33	32.	「オリジナルデータ」という用語があるが、「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」（令和 6 年改定）では「オリジナルファイル」となっている。また、説明内容も異なるが意図的か。また「BIM モデル」とどのように違うか明確に定義すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	4～5	33.	「のための～の方法」の言い回しが不自然に感じる。「～における申請及び審査をいう」という方が、意味が通じるように思う。	ご指摘のとおり、修正します。
2	8～10	34.	「整合性確認」は、明示すべき事項が相互に整合していることを「確かめる行為」のことであり、「審査」とは異なるものではないか。	指針告示の記載に基づき、審査の一部として確認を行う行為として定義しています。
2	8～10	35.	整合性の定義について、分野間での整合性まで求められるか。	整合性の定義には、分野間の整合性も含んでいます。個別の申請において、分野間の整合性確認の省略を求めるかは申請者の申告により定めることとなります。
2	8～10	36.	整合性確認において「数値が同一」とある部分について、端数処理の過程において表記上の値は必ずしも一致しない場面が多々ある。これについては「端数処理にかかる数値の差異は同一とみなす」という指針が必要である。	面積の集計の方法により端数処理による差異が生じることは認識しています。ご意見を踏まえ、確認申請書各面記載の数値の差異は支障ない旨等を今後整理することを検討中です。なお、図書間における面積の差異（防火区画面積と防煙区画面積の合計等）については、従前より差異が生じていても支障がないものとされています。
2	8～10	37.	「形状・位置・数値が同一」を「形状・位置・数値・仕様が同一」としてはどうか（例えば鋼材種別等、形状・位置・数値だけでは表せないものもあるため。）。	仕様の整合性確認については、「文字情報の意味内容が同一」に含むため、そのままとします。
2	8～10	38.	建築基準法施行規則（以下、「規則」という。）として、それ以降の表記を規則にしてはどうか（P3・9 行目、P10・4 行目）。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	8～10	39.	（誤）個所 → （正）箇所 ※現在の「常用漢字表」で、「個」に「カ」という読み（音）はない。	ご指摘のとおり、修正します。
2	8～10	40.	「確認すること。」を「確認することをいう。」に修正した方がよい。	ご指摘のとおり、修正します。
2	12～14	41.	確認申請の審査を行う者の説明書きは正しいか。市町村都道府県の職員が委任を受けるとはどういったことか。建築基準適合判定資格者に限った内容となっているが、そのような意図があるか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	16～17	42.	「適判機関」の定義に、都道府県知事や所管行政庁が含まれていない。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	16～17	43.	「登録省エネルギー適合性判定機関」について正式名称で記載すべき。	ご指摘のとおり、修正します。
2	27～28	44.	「参考テンプレート」の説明内の「テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM の作業環境のことをいう。」の部分は「テンプレート」とし	表現が煩雑となるため、現状のままとします。

ページ	行	No.	意見	回答
			て、別定義をすべきではないか。	
2	—	45.	「XML」の用語の定義が必要ではないか。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
2	—	46.	仮受付の用語の定義が必要と感じる。仮受付は手続き上、定められた用語ではなく、事前審査や事前受付等、様々な言葉が用いられていると思う。	用語の定義を追加します。
2	31～35	47.	適用範囲に、構造計算適合性判定及び建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る審査を含めるべきでないか。	適用範囲には、構造計算適合性判定及び建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る審査を含める方向で検討しています。
2	31～35	48.	適用範囲には、建築設備や工作物の確認に係る審査は含まれるか。	適用範囲には、建築設備や工作物の確認に係る審査も含まれます。
2	31～35	49.	BIM 図面審査を行う場合に適用する。とあるが、申請者から BIM 図面審査での申請があった場合は必ず BIM 図面審査を行わなければならないという解釈で問題ないか。	BIM 図面審査の受付の可否については、各指定確認検査機関および特定行政庁にて判断していただくこととなります。
2	31～35	50.	適用範囲に、法第 18 条 4 項の国等の建築物に係る指定確認検査機関が行う審査を含めてはどうか。	ご指摘のとおり、修正します。
3	8	51.	BIM 図面審査を申請するためには「(1) 提出物」の 3 点（施行規則第 1 条の 3 に規定する図書及び書類、IFC データ、設計者チェックリスト）が必須と考えてよいか。	貴見の通りです。
3	8	52.	提出物の中に申請書類が記載されていない。P7 の提出物には作成と提出が求められている。	ご指摘のとおり、修正します。
3	8	53.	地方公共団体の規則や細則等で定められた確認申請書に添付する図書や図面以外の提出物（行政との協議記録他）がある場合には、どのように提出することになるか	PDF データで提出することとなります。提出物の欄に追加します。
3	9～14	54.	①BIM データから出力した PDF 形式の図書と、②BIM 以外で作成した PDF 形式の図書（構造計算書、標準仕様書、換気計算、等）の名称を定義して使い分けないと、以下の文面で全て「PDF 形式の図書」として一括りになってしまう。	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	9～14	55.	一部の図書および書類とは具体的には何か、明示がある方が、誤解がなくよい。P.7 19 行目では申請図書(PDF, IFC)は同一の BIM ソフトウェアから出力するとあるため、矛盾しているのとらえられてしまうのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	9～14	56.	「規則第 1 条の 3」→「規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条」としたほうがよい。P.2 6 行目に記載されているため。	ご指摘のとおり、修正します。
3	15～18	57.	IFC データの提出は任意としてはどうか。	IFC データは、①審査の参考として活用することにより建築物の形状の理解を助け効率的な審査を実現すること、②申請図書が、BIM データから出力された図書であることについて一定の担保を与えること、を目的として提出を求めるものであり、この目的の実現のため、提出を必須とするものです。
3	15～18	58.	BIM 図面審査の提出物について、IFC データでは、入出力基準に規定す	BIM 図面審査は、入出力基準に従って作成されたネイティブデータから

ページ	行	No.	意見	回答
			る「図表現の整合性を損なう入出力」を制御できないことが懸念される。	出力された PDF 形式の図書の提出を求めるものであり、審査の参考として提出を求める IFC データの入出力の方法を規定するものではありません。
3	22	59.	「審査手順」の説明というより「申請方法」の説明ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	23	60.	「（第 5 章）」⇒「→ 5 申請および審査の手順 参照」とすべき（本ガイドラインに第〇章という記述はない。）。	ご指摘のとおり、修正します。
3	29～31	61.	「IFC データに含まれる情報は審査しない」とあるが、IFC データは具体的に何が記載されているものか、説明が欲しい。	IFC データに含まれる情報とは、建物に規定する様々な情報（3 次元形状や属性等の BIM データ）を指しますが、IFC データ自体は建築基準関係規定への適合に係る審査の対象ではありません。
3	29～31	62.	「設計者チェックリスト」は整合性確認の省略に重要な書類だが、審査の対象外か。	設計者チェックリストの内容について、審査を行うものではありません。ただし、設計者チェックリストの内容に誤りがある場合には、BIM 図面審査を行うことができません。
3	29～31	63.	「BIM の活用を行わない建築確認」が、何を表しているの分かりにくい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	29～31	64.	「…IFC データに含まれる情報は…」→「…IFC データのみに含まれる情報は…」 とすると、より明確になると思う。	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	33～ p. 4. 2	65.	3 ページで BIM データから出力された整合性が確保された図書は「整合性の確認を省略することができる」とあるが、8 ページでは「整合性の確認を行う」とあることについて矛盾があるのではないか。	整合性の確認の記述について、「整合性確認の省略の対象以外の部分について整合性の確認を行う」と修正します。
3	33～ p. 4. 2	66.	BIM 図面審査の定義について、整合性確認の省略を行う主体を明確化すべきである。	ご指摘のとおり、修正します。
4	7	67.	「3D モデルの閲覧による形状理解の向上」「コミュニケーションの円滑化」の主語は「審査者」という理解でよいか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
4	10	68.	BIM データ上でのチェック方法は標準化されているか、各会社によるものとなるか。	BIM 図面審査では、IFC データは審査の参考として活用するデータであり、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象ではありません。BIM データの作成に当たっては、設計者が「設計者チェックリスト」を参照して行うこととしています。
4	10	69.	「整合性確認の合理化」とは「整合性確認の省略」を意味すると思われる、表現を統一すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
4	11	70.	「コミュニケーションコストの低減」とあるが、確認申請用 CDE の仕様が把握できない。申請側・審査側が双方向でコミュニケーションでき、コスト低減に寄与する機能とはどのようなものか。	確認申請用 CDE の使用方法等の詳細については、今後、マニュアルでお示しすることとなります。
4	-	71.	建築確認審査に係る法定期間について、BIM 図面審査に対応した見直しを行う予定はあるか。	現時点において、建築確認審査に係る法定期間の見直しを行う予定はありません。
4	-	72.	BIM 図面審査では、審査期間は短縮されるか。	現時点において、建築確認審査に係る法定期間の見直しを行う予定はありません。審査の効率化等の効果を踏まえた各指定確認検査機関および特定行政庁における対応については、それぞれの各指定確認検査機関および特定行政庁の判断によります。ソフトウェアが異なる場合

ページ	行	No.	意見	回答
				であっても、整合性省略の対象を含めて前提条件が同一であれば、短縮される審査期間に差はないと考えます。
4	—	73.	BIM 図面審査では、申請者側の効率化は図られないのではないかと。	申請者と審査者の双方に有益な仕組みとなるよう検討します。
4	—	74.	BIM 図面審査の効果やメリットに関する記載を充実すべき。	ご指摘を踏まえ、記載内容の充実を図ります。
4	—	75.	BIM 図面審査の実施に関するサポートが必要である。	BIM 図面審査の実施に関し必要なサポート体制の構築について検討します。
5	1	76.	3のタイトルは「入力基準、設計者チェックリスト及び申請図書表現標準」とすべき。3-3が唐突に記載されている感じがした。	ご指摘のとおり、修正します。
5	5~7	77.	「入出力基準」はBIMデータの作成のみに関係する基準か。BIMデータから出力する図書についても定めた基準か（名前は入出力だが、記載内容は入力についてのみ記載してある。）。	「入出力基準」とは、BIMデータを作成の際の情報の「入力」と、情報の「表示（＝出力）」の基準であり、「出力」とは図書への出力に関する基準ではありません。
5	10~11	78.	参考テンプレートは必ず使用しないといけないか。入出力基準を満たせば独自のものを利用することが可能か。	入出力基準を満たすことができる場合、独自のテンプレートを使用できます。
5	10~11	79.	参考テンプレートは、どこに公開されているか。	国土交通省の建築BIM推進会議のHPに、公開先へのリンクを掲載しています。
5	13	80.	「設計者チェックリスト」は、その内容の審査は行わないことを踏まえ、名称を「BIMデータ申告書」に見直すべき。	名称については関係者の意見を踏まえ定めることとします。
5	14~15	81.	「・・・設計者が行う書類・・・」とあるが、設計内容に応じて設計者が異なる。申請書に署名する設計者、及び、整合性を保証する部位との関係をどのように示せば良いか。	設計者チェックリストの申告書に、図書の種類ごとに設計者の明示を行うことを想定しています。
5	19~21	82.	図面表現の統一によるとあるが具体的には、法令凡例のことか。法令の色分けや線種・線の太さのことか。参考テンプレートを参照すればわかるか。	凡例や色分け、記号等の表現等を想定しています。内容については今後公開予定です。
5	19~21	83.	「図書表現の統一による審査の効率化」と記載があるが、BIM図面審査での図書表現は統一化されるか。あくまで推奨か。	BIM図面審査の図書の図表現（色、凡例等）の標準として、BIM図面審査表現標準を公表予定です。BIM図面審査においては、この表現を推奨していることから、表現の統一により一定の効率化が見込めるものと考えます。
5	19~21	84.	今回のBIM図面審査を契機に、確認申請における図書表現は統一されるか。	BIM図面審査では、申請図書の作成や審査の効率化のため、申請図書の表現標準を例示しており、その確認申請においても活用を推奨することとしています。
5	19~21	85.	「申請図書作成・審査の効率化・合理化のため、申請者・審査者に統一された図書表現を例示するものである。」とされているが、申請図書にテンプレートのようなものがあるということか。また、そうしたテンプレートのようなものがある場合、特定行政庁で、審査に必要な情報がスタマイズは可能か。	表現標準は、BIM図面審査の図書の図表現（色、凡例等）を統一するために公表するものであり、PDFデータでの公表を想定しています。特定行政庁で図示を求める情報について、その表現の統一のため、表現標準に追加する形で公表いただくことの可否は、特定行政庁の判断によります。なお、表現標準の図表現を可能とする参考テンプレートは公表される予定ですが、上記のような個別の追加情報に対する設定は、申請者に

ページ	行	No.	意見	回答
				て行っていただく必要があります。
5	19～21	86.	審査の効率化・合理化ではなく、法的に構造化されたデータとすることで、将来の建物利用においてデータ化された社会に対応できるようにする。表現を統一するのもデータの構造化の一つではないか。	今後のBIMデータ審査に向けた検討の参考とさせていただきます。
5	19～21	87.	統一図書表現について、すべてを網羅するためにわかりにくい凡例を設定することは避けるべき。	ご指摘頂いた内容を参考に、引き続き検討する予定です。
6	3～7	88.	電子申請受付システムと確認申請用CDEの機能の棲み分け、審査手順フローの中で誰がどれを見るか、概略図があると良い。	ご指摘の点については、マニュアルにて記載を行います。
6	3～7	89.	電子申請受付システムと確認申請用CDEは連動可能か。	連動する予定です。なお、連動する機能の具体的な内容は検討中です。
6	3～7	90.	申請者は、電子申請受付システムと確認申請用CDEの2つのアカウントを取得し、それぞれに2号様式の申請書を入力する必要があるか。	ICBA電子申請受付システムを用いてBIM図面審査の申請を行う場合、申請者はICBA電子申請受付システムとICBA確認申請用CDEのそれぞれのアカウントを取得し、それぞれのシステムにログインする必要があります。 確認申請書(1～6面)についてはICBA確認申請受付システムで入力(アップロード)し、IFCデータやPDF図面はICBA確認申請用CDEにアップロードすることを想定しているため、確認申請書(1～6面)をそれぞれ入力する必要はありません。
6	3～7	91.	審査機関が確認申請CDEをなんらかの理由で導入できない場合は、通常の紙面審査という理解でよいか。	通常の紙による審査、あるいは従前の電子申請によるものとなります。
6	3～7	92.	ICBAの電子申請受付システムの機能を詳述してほしい。	電子申請受付システムの機能の詳細は、本ガイドラインとは別にお知らせします。
6	3～7	93.	ICBAが整備を予定している「電子申請受付システム」の名称は、「BIM電子申請受付システム」と改称してはどうか。	ICBAが整備を予定している「電子申請受付システム」は、BIMによる建築確認のみを対象とするものではありません。
6	3～7	94.	「国土交通省の支援により整備が進められている確認申請用CDE」とはどのようなものか。 確認申請側のCDE環境を利用する費用負担は、申請者が負担することになるか。またCDEの利用ルール等はどのように決定するのか(申請フォルダ等)。	クラウドサーバーにウェブブラウザでアクセスして使用できるものです。現在開発中のICBA確認申請用CDEはBIM図面審査に目的を絞ったものとなっています。 CDEの利用ルールについては費用負担を含め今後の検討課題としています。
6	3～7	95.	ICBAの確認申請用CDEの具体的な内容の説明が必要、決定であれば方針やスケジュールを教えてください。	確認申請用CDEの詳細は、国土交通省の建築BIM推進会議のホームページに、「BIM図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver 1.00 Rev 1.00aを公開していますので、そちらをご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html なお、詳細なスケジュールについては、検討中です。
6	3～7	96.	ICBAの確認申請用CDEの利用開始時期、利用料等の詳細を教えてください。	ICBA確認申請用CDEを用いたBIM図面審査の開始は、2026年春頃を予定していますが、制度開始に向けたICBA確認申請用CDEの具体的な利用開始時期、利用料等の詳細については、今後、お知らせします。

ページ	行	No.	意見	回答
6	3~7	97.	審査における標準的な運用等（BIM 審査に特筆するもの）を記入していただきたい。 電子申請受付システムや確認申請用 CDE（国交省支援による整備）を標準とされているが、電磁的審査における標準が示されていない。行政・審査機関ごとに、審査ソフトやチェック方法等は異なる点もあるが、共通事項（例えば、BIM ビューアの活用方法、審査済項目の凡例等）があれば、参考に示してほしい。	確認申請用 CDE の利用方法等については、別途マニュアルを公表予定です。
6	3~7	98.	ICBA の確認申請用 CDE は同物件について、複数の者の同時アクセス（同時審査）が可能となる予定か。	同一案件での複数人による審査が可能です。
6	3~7	99.	確認申請用の CDE は、申請者（設計者）と確認審査機関、消防、適判機関のみが運用することで成立するという認識で良いか。	審査者、申請者、適判機関、消防がアクセスできる共用の確認申請用 CDE にて行っていただくことを想定しています。
6	3~7	100.	規則に規定される図書及び書類として定めのない、特定行政庁との協議記録等を添付することもあるため、確認申請用 CDE 構築の際は、その点も加味していただけますようお願いしたい。	ICBA 確認申請用 CDE では、規則に規定される図書及び書類以外の受領にも対応します。
6	3~7	101.	「国土交通省の支援により整備が進められている確認審査用 CDE」は IFC データを閲覧するためだけの環境と考えてよいか。2D の PDF も閲覧できるか。	ICBA 確認申請用 CDE では、PDF の閲覧も可能です。 詳細は、国土交通省の建築 BIM 推進会議のホームページに、「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用 CDE」の仕様書 Ver1.00 Rev1.00a を公開していますので、そちらをご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html
6	3~7	102.	確認申請用 CDE 上での審査が必須か。図面（PDF）データはダウンロード可能か。	確認申請用 CDE 上での審査は必須でなく、PDF 形式の図書をダウンロードして審査することも可能です。
6	3~7	103.	審査側の指摘事項は PDF に書き込み・マーキングを行うイメージか。テキストデータだけでなく図面データに指摘事項を明示して、やり取りすることは可能か。	ICBA 確認申請用 CDE では、BIM 図面審査に必要な機能として、マーキングや書き込み等の機能を備えるよう検討しています。
8	3~7	104.	申請者側の修正箇所は、朱書き表示や修正の一覧等履歴がリスト化され一目で分かるような機能はあるか。	ICBA 確認申請用 CDE では、2 つの PDF を重ねて、異なる部分を目視により確認できる仕組みを想定していますが、履歴のリスト化までは対応する予定はありません。
6	3~7	105.	確認申請用 CDE のアカウント管理、プロジェクト管理を誰が担当するか明示すべきでは（システム全体の管理、申請物件ごとのプロジェクト作成、アクセス権限の設定および更新の役割等）。	ICBA 確認申請 CDE については、各機関が管理する予定ですが、確定次第、お知らせします。
6	3~7	106.	確認申請用 CDE の動作環境は Windows に限定されているか。	ICBA 確認申請 CDE については、貴見のとおり、動作環境は Windows11 に限定しています。 OS および Web ブラウザの環境の要件は下記のとおりです。 OS : Microsoft Windows11 Ver21H2 Ver22H2 Ver23H2 Web ブラウザ : Google Chrome Ver120、Microsoft Edge Ver12

ページ	行	No.	意見	回答
6	3~7	107.	「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用 CDE」の仕様 (Ver1.00Rev1.00a)P004 より、CDE 内で 250~15,000 案件のデータ保管を想定されているが、保存可能件数を超えた場合には審査者が独自に保存することになるか。また、CDE 内で保存できる期間はいつまでか。審査者が独自に保存する場合の保存期間は何年か。	法第 12 条第 8 項及び第 77 条の 29 第 2 項に基づく図書の保存は、各機関がそれぞれの責任で行うもので、当該規定に基づく図書保存を確認申請用 CDE で行うことは想定していません。 なお、ICBA 確認申請用 CDE と連携することを予定している ICBA 電子申請受付システムでは、審査済図書を保存できるサービスを提供することを想定しています。 また、審査者が独自に保存する場合の保存期間は、法に基づき適切に設定する必要があります。
6	3~7	108.	確認申請用 CDE にアクセスして審査を行うとのことであるが、クラウドと通信しながら図面を審査するということはクラウドの処理能力、回線容量によって、図面表示が非常に遅くなり、審査が行えない状態となることが想定される。全国の行政庁が一気に図面審査を行っても審査に耐える速度が維持できるという根拠を示してほしい。	ICBA 確認申請用 CDE では、システムの回線使用状況は監視しており、アクセスに遅延等が起きないように、必要に応じ回線容量等の増強を行う予定です。
6	3~7	109.	審査側に求められるパソコンのスペックや PC の OS (Windows、Android 等々)、BIM 審査に必要な標準的な設備を教えてください。	ICBA 確認申請用 CDE は、現在システム開発中であり、テスト完了後に必要なスペックについて公開する予定 (2025 年夏頃) です。
6	3~7	110.	6 行目に「IFC データの閲覧を含む審査は・・・」とあるが、IFC データは審査の対象外ではないか。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。ご認識の通り、IFC データは建築基準関係規定の適合に係る審査の対象外としています。
6	3~7	111.	BIM ソフトウェアのバージョンアップに伴う旧バージョンの対応は可能か。	規定の IFC データが出力出来れば問題ありません。
6	3~7	112.	「審査環境は電子申請受付……確認申請用 CDE を標準とする」等、主語が最初にあった方が分かりやすい文面となるのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
6	3~7	113.	「建築士・建築士事務所のデータベース等」→「建築士・事務所登録閲覧システム」とした方が良いと思う。個人や法人のデータベースとの連携と勘違いする。	ご指摘のとおり、修正します。
6	8~9	114.	確認申請用 CDE を審査機関が独自に整備する場合、ICBA 確認申請用 CDE と同等の審査環境であることについて、第三者による審査が必要となるか。	必要ありません。
6	8~9	115.	「審査環境に求める要件は別途定める。」との記載があるが、要件はどこに定義されるか。 電子申請受付システム、確認申請用 CDE、審査機関が独自に運用している電子申請システム等の関係は、文章だけでなく図化して欲しい。	審査環境に求める要件は、「「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用 CDE」の仕様書」と同様に、今後、建築 BIM 推進会議 HP で示される予定です。
6	10~11	116.	確認申請用 CDE だけでなく電子申請受付システムや審査期間独自のシステムを併用されるようだが、運用が煩雑にならないか。データの一元管理ができるか。	効率的となる運用方法は検討中です。
6	10~11	117.	申請図書のアップロード先は、確認申請用 CDE に限られるか。	ICBA 確認申請用 CDE は、ICBA 電子申請受付システムや指定確認検査機関の電子申請システムと連携するための API を備えることを想定して

ページ	行	No.	意見	回答
				います。基本的には申請図書全体のうち、IFC データや PDF 図面を ICBA 確認申請用 CDE にアップロードし、確認申請書（1～6 面）については ICBA 電子申請受付システムや指定確認検査機関の電子申請システムに入力（アップロード）することを想定しています。
6	10～11	118.	「別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる」と「審査機関が独自に運用している電子申請システム等は、確認申請用 CDE と連携することが可能である」は同じことを意味していないか。違いがあれば説明してほしい。	「別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる」は ICBA 確認申請用 CDE と同等の審査環境の開発等を行い、使用することを示しています。一方、「審査機関が独自に運用している電子申請システム等は、確認申請用 CDE と連携することが可能である」は ICBA 確認申請用 CDE と、各機関の電子申請システムとの連携を示しており、それぞれ別の内容を記述しています。
6	10～11	119.	審査機関が独自に運用している電子申請システムと確認申請用 CDE の具体的な連携方法を示してほしい。	審査機関が独自に運用している電子申請システム等との連携は、個別に検討する必要があります。ICBA 確認申請用 CDE では、連携のための API を備える予定です。具体的な連携方法については今後お示しします。
6	10～11	120.	「可能である。」→「可能なものとする。」とした方がよい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
6	-	121.	「電子申請受付システム」「確認申請用 CDE」の概算の利用料について早目の提示をお願いしたい。	ICBA 電子申請受付システムの利用料は、2025 年度は無料、2026 年度以降の利用料は過去の年間建築確認件数（書面申請含む）に応じた金額となります。詳細は ICBA ホームページの「利用手続」をご参照ください。 https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-system.html#b01
7	1	122.	文字だけの説明だと、申請の流れが理解しづらい。審査手順のフローチャートを作成することはできないか。	ご指摘の点については、マニュアルに記載します。
7	9	123.	「確認申請書を作成」とあるが、規則 1 条の 3 に定める確認申請書は、別記第 2 号様式に必要な図書及び書類を添えたものである。9 行目で説明されているのは、別記第 2 号様式のことと思われる。マニュアル用に、「確認申請書」の定義を明確にした方がよい。	ご指摘を踏まえ、用語の定義および表現を修正します。
7	9	124.	申請書のデータ形式について要件はあるか。書面のスキャンデータは認めないこととしてほしい。	確認申請書 1～6 面のデータ形式については、本ガイドラインでは定めませんが、PDF データとする場合、本ガイドラインに基づきベクター形式とする必要があります。ICBA 電子申請受付システムでは、 ①申請書の入力フォームより文字情報を登録 ②ICBA が申請者向けに提供している「申請書作成プログラム」から出力された申請書情報の XML ファイルを取込 のいずれかより提出することを予定しています。
7	9	125.	提出する PDF 図面には、1 つに束ねる、1 枚ずつにする等の指定やバージョンの指定はあるか。	本ガイドラインにおいて、PDF データの分割等については規定していません。

ページ	行	No.	意見	回答
7	9	126.	いわゆる「確認申請書、建築計画概要書、建築工事届」は従来通り作成が必要か。	貴見の通りです。
7	9	127.	PDF 形式で提出とあるが、この記述は電子申請受付システムを利用する場合の記述ではないか。2-5 行目の文章から、システムを利用しない場合の申請に関する文章が含まれるように読み取れる。電子申請受付システムを利用した場合、ほかの場合に分けて記述すると分かりやすいと感じた。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7	10~12	128.	「電子申請受付システムを利用する場合」とあるが、利用せずにメール等で提出することもできるか。	本ガイドラインにおいて、具体的な提出方法については規定していません。
7	10~12	129.	審査機関が独自に整備又は運用する審査環境では、申請書は XML データによる提出ができるか。	BIM 図面審査の要件ではありませんので、審査機関の審査環境によることとなります。
7	15~17	130.	図面において基準階での表現は可能か（不可となると PDF 枚数が大幅に増える懸念がある。IFC 等で階の符号等が同一であることが確認できれば伏図に全て出さなくても良い仕組みが必要ではないか）。また、可能な場合、階の区切りを建築と構造で揃える必要はあるか	個別の申請への適用については、申請者および審査者で協議を行ってください。
7	15~17	131.	これまでの設計図では平面的に重なっている配管等をずらして書いていたが、サンプルモデルでは、配管が重なったままでそのまま図面に出力されている。重なったままの表現で問題ないか。BIM モデルを PDF による 2 次元図面化する場合、ダクト等のつながりを示すために「位置を微調整する」例が多くある。このような調整はどのように扱えば良いか。	BIM 図面審査においては、従前どおり、PDF 形式の図書に表現された情報に基づき審査を行います。そのため、審査に必要な情報の表現のための切断位置の設定や表現方法については、申請者の責任において決定していただくこととなります。整合性確認の省略を可能とすることよりも、PDF 形式の図書の審査に必要な情報表現が優先されます。
7	15~17	132.	CAD リンクを使用した場合の提出方法を知りたい。そもそも CAD リンクをしている場合は、対象外となるか。	CAD リンクを使用するような BIM データをもとに作成されていない PDF 図面データについては BIM 図面審査の対象になりません。
7	15~17	133.	「BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を出力する。」が必須要件となっているが、P.3 に「一部の図書および書類は、BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成されたものとして行うことができる。」との記載があるため、一部の図書は BIM ソフトウェア以外からも出力されるのではないか。	貴見の通りです。ご指摘を踏まえ表現を修正します。
7	15~17	134.	P3 ではオリジナルデータから出力した PDF 図書とあり、ここでは「BIM データから図書を作成する」「申請図のもととなった BIM データ」等となっており、表現が異なっている。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7	18~20	135.	審査の参考として提出を求める BIM データについて、IFC データ形式以外の形式等での提出は認められないか。	現時点では、IFC データ形式以外での提出はできないこととしていますが、IFC データ形式以外の標準化されたデータ形式での提出については、BIM データ審査の検討状況も踏まえつつ、今後の検討課題とさせていただきます。

ページ	行	No.	意見	回答
				いただきます。
7	18~20	136.	構造一貫モデルデータを IFC データに変換する場合、一部の二次部材は表現できない等のエラーが生じる場合があるが、審査には問題ないか。	IFC データに変換する BIM モデルは、構造図を作成した構造モデルです。
7	18~20	137.	申請図の基になった IFC データについて、BIM モデルを分割して作成（フロアごとや部材ごと等）している場合、基となっている複数の IFC データを提出すれば問題ないという理解で良いか。	貴見の通りです。
7	18~20	138.	提出 IFC ファイルは 1 ファイル（ワンモデル）にする必要があるか、実用上各階ごとファイル分けしていることが多い。1 ファイルにしなければならない場合、出力する PDF は 1 ファイルにして出力しなければオリジナルと認められないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7	18~20	139.	19 の「PDF 形式の図書データ」は①BIM から作成された PDF 形式の図書を指すものと思われるが、同 21 の「PDF 形式の図書」は①BIM から作成された PDF 形式の図書、②BIM 以外で作成した PDF 形式の図書の両方を指すものと思われる。 「PDF 形式の図書データ」の定義を明確にする必要があると思う。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7	21	140.	「○申請図書（図面）作成・提出」内に提出方法の記載がない。「○申請書作成・提出」と同様に、「電子申請受付システム」を利用すればよいか。	本ガイドラインでは、具体的な提出先については規定を行いません。BIM 図面審査に係る申請図書の提出先についての詳細は今後検討し、必要に応じマニュアルにて公表します。 なお、ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合、申請図書は ICBA 確認申請用 CDE に提出することを想定しています。
7	21	141.	提出する BIM データについて、IFC データに代えてオリジナルデータとすることはできるか。	できません。 なお、従来から申請者と審査者の協議により、オリジナルデータを活用した審査が行われているところ、BIM 図面審査を行う場合であっても、これを妨げるものではありません。
7	21	142.	構造計算書は確認申請用 CDE にアップロードすればよいか。	貴見の通りです。
7	24	143.	「○設計者チェックリストの作成・提出」内に提出方法の記載がない。「○申請書作成・提出」と同様に、「電子申請受付システム」を利用すればよいのか。	本ガイドラインでは、具体的な提出先については規定を行いません。BIM 図面審査に係る申請図書の提出先についての詳細は今後検討し、必要に応じマニュアルにて公表します。 なお、ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合、「設計者チェックリスト」は ICBA 確認申請用 CDE に提出することを想定しています。
7	24	144.	入出力基準・設計者チェックリストについて、不整合がある前提であれば設計者による作成・提出は不要か。	入出力基準に従った入力できていない場合は、BIM で図面を作成した場合であっても BIM 図面審査の対象外となります。通常の電子申請として申請をお願いします。
7	24	145.	①設計者チェックリストは、申請単位で提出を行うか。 ②審査の効率化のため、設計者チェックリストの入出力の方法や入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書 については、一	①ご認識の通り、設計者チェックリストは、申請単位で提出を行います。 ②ご指摘頂いた内容を参考に、BIM 図面審査の運用が進めば設計者チェ

ページ	行	No.	意見	回答
			定の統一化や簡素化を図るべき。	ツクリストの改善の検討を行います。
7	24	146.	設計者チェックリストに省略を求める図面が1つでもあれば、BIM 図面審査への申請ができると考えてよいか。	貴見の通りです。
7	24	147.	「提出」は図面審査に求める必須の要件だと考えられるため、下線を引いてはどうか。	ご指摘のとおり、修正します。
7	28	148.	「仮受付」「本受付」についての説明が必要。「仮受付」とは「事前審査」や「事前相談」の受付という意味か。「仮受付」は一般的に使われる言葉だが、確認審査機関によって意味合いが異なることがあり、法文にもない言葉のため使用を避けたほうがよい。	本ガイドラインにおいては、審査の実態に合わせ、確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書を提出し、審査者が確認することを「仮受付」として定義し、審査の手順等を示しています。
7	28	149.	不備不正に関しては仮受付の段階で確認がなされると捉えてよいか。	仮受付の段階で確認するかについては各機関の判断によります。
7	28	150.	指摘事項に対する修正後は、再度 PDF と IFC の両方を提出する、という認識でよいか。	貴見の通りです。
7	30	151.	STEP 3 本受付・指摘対応とあるが、確認申請本受付後の計画変更になる訂正は法的にできなかったと思うが、BIM 図面審査導入で可能になるか。	記載については、あくまで指摘に対応した図書の補正の範囲を想定したものであり、従前と取り扱いが変わるものではありません。
7	32	152.	「審査者は必要図書が揃っているか等」を確認するとありますが、「等」は、具体的に何を指しているか。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。
7	32	153.	「引受要件」とは、指定確認検査機関で審査することを想定したものか。行政で審査した場合、そのような要件がないため確認したい。	貴見の通りです。ご指摘を踏まえ、表現を修正します。
7	33~34	154.	法令的な根拠が無い内容であるにもかかわらず、少し表現の強い文章のように感じる（仮受付時と同じ図書が提出されたとしても、審査機関側は、それを根拠に審査の一部を省略することを認められていない。一定の合理化も見据えての内容であれば、審査側の制度も含めた法令等の整備が必要かと思う。）。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
7	33~34	155.	本受付について、「仮受付を行なった場合、原則として同一のデータを利用し」とあるが、仮受付提出から本受付までの修正は認められないという理解でよいか。 「…再アップロードを求めない。」について、仮受付後の予備審査で内容が変わり、再アップロードをすることが多いと思われ、「必要に応じて再アップロード・・・」「原則として求めない」の方が実情に合っているのではないかと。文言の趣旨を記載して欲しい。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
7	33~34	156.	「同一のデータ」とは何と同一のことか。申請者目線として、同一のデ	仮受付のデータの利用について、本ガイドラインの規定から削除しま

ページ	行	No.	意見	回答
			ータであることの担保はどのように取るか	す。
8	2~4	157.	p7-9 行目では、「PDF 形式」で提出は、BIM 図面審査に求める必須要件にはなっていない（下線がない）。しかし、ここでは、「PDF 形式の図書を用いて」と記載がある。ガイドライン自体が BIM 図面審査のガイドラインであるから、PDF 形式以外の提出等について、下線を整理する必要はないのではないか。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。
8	5~6	158.	確認申請用 CDE に実装される BIM ビューアとはどのようなものか。	ICBA 確認申請用 CDE に実装される BIM ビューアは IFC データをクラウド上でビューイングできるものです。
8	5~6	159.	ICBA 確認申請用 CDE に実装された BIM ビューアを試用できるようになるのはいつごろか。	2026 年春を予定していますが、その前に各審査機関によるプレチェックを予定しています。
8	5~6	160.	審査側で BIM ビューアを用意しなくても BIM 図面の閲覧が可能ということでしょうか。	貴見のとおりです。 ICBA 確認申請用 CDE を導入する場合、ICBA 確認申請用 CDE は、PC 上のウェブブラウザから利用することができ、IFC データも閲覧可能となる予定です。
8	5~6	161.	審査に利用するビューア・バージョンは全ての確認審査機関で統一されるか。	ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合、当該システムに実装されたビューアにより IFC データの閲覧を行うこととなることから、ビューアのバージョンも統一されます。
8	5~6	162.	ICBA 確認申請用 CDE に実装される BIM ビューアは、申請者も使うことができるか。	申請者等が利用したい場合は、確認申請用 CDE を利用する審査機関にお問い合わせください。
8	5~6	163.	BIM ビューアでは、意匠・構造・設備等、原点および座標系を合わせた複数の IFC データの重ねあわせ表示による閲覧は可能か。	実装する方向で検討中です。
8	5~6	164.	BIM ビューアには防火区画、道路斜線、採光チェック等確認規定の審査がしやすい機能が付与されているか。	BIM 図面審査では、その機能は実装される予定はありません。
8	5~6	165.	IFC データを利用することが必須（下線あり）となっているが、審査者の判断で、必要に応じて利用することでよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。 なお、IFC データを形状の把握に活用することは審査者の任意ですが、IFC データに不備がないことの確認は BIM 図面審査の要件となっています。
8	8	166.	「補正等」と「補正」が使い分けられているか、「等」が抜けているかわからない。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	8	167.	「補正等を求める書面」とは、法第 6 条第 7 項に規定する通知書と等しいという認識でよいか。	H19 年国交告 835 号第一第 5 項イ若しくはロ又は法第 6 条第 7 項、法第 6 条の 2、法第 18 条第 15 項若しくは法第 18 条第 16 項による書面を指します。

ページ	行	No.	意見	回答
8	9～10	168.	補正等を求めるについて、どういった形式で補正等を求める想定かを知りたい（補正等書面（文字で起こしたものをアップロードする、PDF 図面に補正内容を書き込んだものをアップロードする等））。	本ガイドラインでは、具体的な方法については規定を行いません。ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合には、今後検討します。
8	9～10	169.	「申請者に補正等を求める。」→「申請者に書面を交付または指摘事項を送付し、補正等を求める。」とする方がよい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	13～14	170.	本受付後の図書の訂正はどのように行うか。	申請図書の補正は、審査経過が残るかたちで行う必要があります。具体的な方法については、審査機関にご相談ください。
8	13～14	171.	「・・・BIM データの修正、加筆、PDF 形式の図書および IFC データを再度作成し、補正等への対応に関する回答・・・」とあるが、提出する PDF 図書は、補正対象のみで良いか。	BIM データの修正により、影響を受ける PDF 形式の図書については再提出が必要です。
8	13～14	172.	構造モデルの修正を指摘された場合、建築・設備の IFC データの修正・提出も求めるか。 小梁の軽微な位置調整も PDF 差分チェックで検出されるが、それについても IFC データを修正・提出する必要があるか。 修正範囲を明確にしてほしい。	整合性確認の省略を行う図書の補正等については、原則として BIM データを修正し、修正された BIM データから PDF および IFC データを出力し、提出することを想定しています。個別の対応については、申請者および審査者の協議により決定してください。
8	13～14	173.	指摘対応等により BIM データを修正した場合、PDF 形式の図書は一式の再提出が必要になるか。部分的な差替の場合、複数の IFC データから出力された PDF が混在することになるが、その場合の整合性の担保はどのように考えればよいか。	BIM データの修正により、提出を要する PDF 形式の図書の範囲については、各機関において定めることを想定しています。少なくとも、修正により影響を受ける PDF 形式の図書については再提出が必要なものと想定しています。
8	13～14	174.	補正の都度、整合性確認省略の申告と設計者チェックリストの提出が必要か。	補正への対応に際し、設計者チェックリストに修正がなければ再提出は不要です。記載内容に変更があれば出し直しとなります。
8	13～14	175.	修正により再提出された際に一部の提出物が電子審査環境によらない場合は従来の建築確認申請となるか。また、電子審査から従来の審査に変更となる場合にはどのような手続きが必要か。	BIM 図面審査においては、提出物について電子データとすることを求めています。BIM 図面審査の対象とならず、電子申請や紙での申請に変更する場合の手続きについては各機関において定めることとなります。
8	13～14 23～25	176.	「再度審査者に提出」と「CDE にアップロード」と異なる表現だが、いずれも図書の補正や差し替え等であり同じ行為ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
8	13～14	177.	「再度審査者に提出」は必須要件ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
8	13～14	178.	「（前略）BIM データの修正、加筆、PDF 形式の図書及び IFC データを再作成し（後略）」部分は、読点区切りで行為がわかりづらいので、「（前略）BIM データの修正、加筆後に、PDF 形式の図書及び IFC データを再作成し（後略）」等にした方がよいと思う。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	15～16	179.	PDF 形式の図書の差分チェック機能とは、どのようなものか。文字位置の変更等もチェックされるか。これまでより手間が増えるのではないか。	2 つの PDF を重ねて、異なる部分を目視により確認できる仕組みを想定しています。

ページ	行	No.	意見	回答
8	15~16	180.	PDF 形式の図書の差分チェック機能は、標準で「確認申請用 CDE」に装備されるか。	ICBA 確認申請用 CDE には、PDF 図面の差分チェック機能を実装する予定です。
8	15~16	181.	「確認申請用 CDE の機能を用いて PDF 形式の図書の差分チェック」とあるが、申請者も利用できるか。	確認申請用 CDE の権限設定によります。提出先の各審査機関にご相談ください。
8	15~16	182.	図書の補正において、審査者は PDF 形式の図書の差分チェックを行うとあるが、申請者は補正部分を明確に色分けする等の対応は不要か。審査者としては、差分（新旧）は設計者において明示するよう明記してほしい。	ICBA 確認申請用 CDE では、PDF 形式の差分チェック機能を実装する予定です。なお、補正の確認方法については、一律に定めることは想定しておらず、審査者と協議して進めてください。
8	15~16	183.	「PDF 形式の図書の差分チェックを行い、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する」とあるが、確認の対象範囲や修正が加えられていた場合の対応について説明がほしい。	指摘事項以外の箇所に修正があれば、当該修正箇所を再度審査する必要があると考えられます。
8	15~16	184.	指摘以外で生じた自主訂正の修正は、どのような形式で申請者から審査者への伝達することが想定されているか。また、その保存はどのような扱いとなるか。	一般的な申請と変わらず、計画変更が必要な変更の場合は計画変更手続を行い、それ以外の場合は軽微変更となります。
8	15~16	185.	BIM データは、申請後にも更新が行われる。データの一元化管理の観点から、指摘以外の部分の修正についても、柔軟な対応が必要である。	確認申請後に設計業務を進めることを妨げるものではありませんが、審査は申請時点の申請図書で行うこととなります。設計業務を進めることにより、計画変更が必要な内容変更があった場合には、計画変更手続を行う必要があります。ご指摘の件については、設計業務の効率化に関する施策の今後の検討課題とさせていただきます。
8	15~16	186.	IFC データでの差分チェックは行わないか。確認申請用 CDE に、そのような機能はないか。	ICBA 確認申請用 CDE には、IFC データの差分チェック機能は備えていません。
8	15~16	187.	「差分チェック」とあるが、STEP4 適合性判定と STEP5 消防同意のところには「差分チェック」がない。適判機関と消防がそれぞれ指摘以外の修正が加えられていないかチェックしてもらっているという前提で確認申請機関では確認済証の発行を行えばよいか。	貴見の通りです。
8	20	188.	適合性判定とは構造と省エネ両方ということでよいか。ここでは、構造・省エネで同じ対応が想定されているか。	貴見の通りです。構造・省エネで対応が異なる部分については記載を書き分けています。
8	20	189.	審査および適合性判定は現状と同様に同時審査・並行審査が実施される理解でよいか。同時審査・並行審査を前提にしているのであれば、そのことを明記すれば、理解の一助になるのではないか。	貴見の通りです。 ICBA 確認申請用 CDE では、並行審査が可能となる機能を検討しています。
8	20	190.	確認審査と適合性判定、消防同意について、確認申請用 CDE 上のデータと関係者（申請者等、審査者、適判機関）の関係性、作業行程等がわかるフロー図のようなものがあるとわかりやすい。	ご指摘を踏まえ、修正します。詳細については、今後マニュアルにお示しする予定です。
8	20	191.	申請および審査の手順について、適合性判定に関しては必須の要件がな	ご指摘を踏まえ、修正します。

ページ	行	No.	意見	回答
			いが、全ての建築物が適合性判定の対象とならないためか。 適合性判定の対象となる建築物の場合、必須の要件はあるか。	
8	21～22	192.	①構造計算適合性判定及び建築物省エネルギー消費性能適合性判定について、確認申請用 CDE を利用して申請が可能となるか。 ②仮使用認定について、確認申請用 CDE を利用して申請が可能となるか。	①ご認識の通り、対象とする方向で検討しています。 ②仮使用認定について、現時点では予定しておらず、今後の検討事項となります。
8	21～22	193.	BIM 図面審査では、適判機関も確認申請用 CDE を使用した審査が必須となるか。	BIM 図面審査の適用については各機関の判断によるため、必須ではありません。
8～9	21～22	194.	確認申請用 CDE では、審査者、適判機関（構造・省エネ）は同一のファイルに同時にアクセスし共有することは可能か。	BIM 図面審査において、構造適判及び省エネ適判を行うことを可能とする方向で検討していますが、各手続における提出データのアップロードの方法は現在検討中です。
8	21～22	195.	確認申請用 CDE では、申請者・設計者が審査の進捗状況を逐一確認できるようになるか。 確認申請用 CDE にアップロードをしたことの通知や、適判の補正対応完了通知は確認申請用 CDE で行えるか。	ICBA 確認申請用 CDE には、メールによるアップロード通知機能を実装する予定です。
8	21～22	196.	確認、適判、省エネ、消防の各審査の結果は、それぞれ相互に各審査の結果・内容を確認できると考えてよいか。 また確認申請用 CDE において、上記の審査を行う者に申請者から補正アップロードの通知のできる仕組みができるか。	審査者と構造および省エネ、消防は相互に確認が可能なものと想定しています。具体的な方法・手順については検討中です。
8	21～22 26～27	197.	書出しが「審査者および適判機関は・・・」となっているが、用語の定義では審査者は確認申請の審査を行う者なので修正が必要と思われる。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	21～22	198.	「書面を交付する。」→「書面を交付または指摘事項を送付する。」とする方がよい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	21～22	199.	「補正等の書面」とは何か。同ページ L.8 の「補正等を求める書面」か。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	23～25	200.	補正したデータのファイル名は、指定された命名規則があるか（例：日付(240913), version2, V2, re02等）。 補正データは1つのデータしか再提出できないか。	本ガイドラインにおいて、ファイル名の命名規則は規定しません。 ICBA 確認申請用 CDE では、同一のファイル名に対し、複数のバージョンファイルを管理することが出来る機能を実装予定です。
8	26～27	201.	「自らが補正等を通知した内容に対応するバージョン」とは何のことか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	28	202.	「・適判機関は、自らの補正への対応完了を確認し・・・」は、「・・・自らが通知した補正等への対応完了を確認し・・・」という表現が良いのではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
8	30～31	203.	「適合性判定通知書は発行しないことが望ましい」という表現がデファ	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除

ページ	行	No.	意見	回答
			クトスタンダード化されないか。デファクトスタンダード化された場合、消防同意後に適判通知の決済までに時間を要し、確認通知の日程が後ろ倒しされることが想定される。	します。
8	30～31	204.	「適合性判定通知書は発行しないことが望ましい」ではなく、「発行しない」ではないか。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
8	32～33	205.	確認図書と適判機関の図書の同一性を確保しようとする、①BIMから出力された図書、②BIM以外で作成したPDF形式の図書の両方について、ファイル構成等が同一である必要があると思われる。確認、適判双方でファイル構成（当初申請、追加説明書）等の共通仕様を定める必要があるのではないかと（本マニュアルの範囲外かもしれないが、検討する必要があるか。）。	両者に共通する図書は共有し、単独の図書はそれぞれに提出することを想定しているため、共通の仕様を定める予定はありません。
8	32～33	206.	適合性判定・消防同意がどの時点のデータで行われたかを明確にする必要があるか。	運用ルールにより対応が可能と思われれます。
8	32～33	207.	「文頭～同一性は確保される」について、「確認申請用CDE上で両者（審査者と適判機関）の補正が共有できるため、図書の同一性が確保される」という理解でよいか。主語を明確に記載した方がよい。「申請者（設計者）が」整合性確認が不要なのか、「審査者が」整合性確認が不要なのか、二通りの意味に捉えることができる。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8	37	208.	消防同意は、確認申請用CDEを活用して行うことができるようになるか。	消防同意は、ICBA確認申請用CDEを活用して行うことができるようになる予定です。
8	37	209.	消防のICBA確認申請用CDEの利用料は、どのようになるか。	ICBA確認申請用CDEの利用料等の詳細については、今後、お知らせします。
8	37	210.	建築確認においてBIM図面審査を行う場合、消防同意に限りBIM図面審査を行わないこともできるか。消防同意が従来通りの紙ベースで行われる場合には、どのような業務フローとなるか示してほしい。	所管消防が確認申請用CDEでの同意に対応していない場合は、確認申請用CDEを利用しない方式により同意を求めることとなります。適判および消防がBIM図面審査の対象とならない場合の手順については、各機関において定めることとなります。
8	37	211.	消防からの指摘は、申請者・審査者両方に確認申請用CDEで届くか。「CDE上で消防に同意を依頼する。」際に、申請者の対応は不要でよいか。	消防からの指摘の受領は、ICBA確認申請用CDEの機能で対応可能です。なお、消防同意は審査者が行う手続であり、申請者が行うものではありません。
8	37	212.	確認申請用CDEを活用した消防同意依頼時の手順を全国で統一化すべき。	消防同意に必要な図書は、各消防機関で定めているため、総務省消防庁と協力しながら検討します。
8	37	213.	消防同意に関する手順の詳細を明示すべきである。	消防同意に関する手順の詳細については、別途マニュアルにおいてお

ページ	行	No.	意見	回答
				示しする予定です。
8	37	214.	「確認審査用 CDE」で消防同意依頼する場合、消防同意依頼書・確認申請書等の書類はどうか。また消防通知には対応していないか。	今後検討します。
8	37	215.	「確認申請用 CDE 上で消防に同意を依頼する」とあるが、同意に提出する必要な図書を選択できる機能又は消防が審査したい図書が分かりやすく分けられる機能はあるか。 また、データのタイトル等を消防が求めるものに変換する等の作業は行えるか。図面タイトルの設定ルール等消防側から要求がある恐れはないか。消防は消防設備の審査に必要な図書が同意に必要なだけなのではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
9	1~2	216.	審査機関の独自システムにおいて、同意通知書のアップロードを受けることはできるか。	審査機関の独自システムと ICBA 電子申請受付システムの消防同意機能の連携について、検討しています。消防同意・消防通知に関する詳細な内容は今後検討します。
9	1~2	217.	消防が IFC データを見る（形状の把握・理解に利用する）ことを想定しているか。	ICBA 確認申請用 CDE においては、消防同意においても IFC データの確認が可能なものとなるよう進めています。
9	1~2	218.	「図面を確認し、」の箇所を「図面を審査し、適合を確認した場合は、」としてはいかがか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	3~4	219.	BIM 図面審査によらない場合でも、消防同意の電子申請を可能としてほしい。	ICBA 電子申請受付システムでは、消防同意の電子申請を可能とする予定です。
9	3~4	220.	消防同意で図書の補正が生じた場合、申請者は確認申請用 CDE 上に補正データをアップロードするとあるが、審査者が消防の指摘内容について補正を求める書面を交付する必要があるため、消防との連携は確認申請用 CDE で可能になるか。	貴見の通りです。
9	3~4	221.	「消防同意で図書の補正が生じた場合」の消防審査の指摘事項は、確認申請用 CDE を経由して、直接に申請者側に通知されるか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	3~4	222.	消防同意時の図面指摘時の連絡経路を明示してほしい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	3~4	223.	消防の補正により確認申請の補正もあり得るのでその場合の補正についても記載してほしい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	3~4	224.	「補正が生じた場合」「補正データをアップロード」は必須要件ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。

ページ	行	No.	意見	回答
9	7~8	225.	消防での指摘による図書の補正がないことを確認の際にも、確認申請用 CDE の機能を用いることになるか。確認方法をどのように考えているか。	消防での指摘による図書の補正がないことを確認する際にも、ICBA 確認申請用 CDE の機能を用いることを想定しています。
9	7~8	226.	p8 30 行目では、「消防同意前に判定通知書を発行しないことが望ましい」という推奨表現だが、ここでは、「消防での指摘で補正がないことを確認した後に、判定結果通知を発行する」と義務的な表現になっている。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
9	7~8	227.	法的には消防同意による図書補正の有無を構造適判が確認する必要はないので、○適合性判定 消防での指摘による図書の補正がないことを確認した後、適判機関は通知書の交付を行うことが望ましい、とするほうが良いのではないか。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
9	7~8	228.	「・・・補正がないことを確認した後、・・・」→「・・・補正がないこと及び補正があった場合は適合確認をした後、・・・」の表記が正しいと思う。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	7~8	229.	通知書を適合判定通知書とした方が良いのではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
9	11~12	230.	決裁手続きは同一システム上で、できるか。それとも特定行政庁毎に別のシステムにより行うか。	各機関のルールによるため、ICBA 確認申請用 CDE および ICBA 電子申請受付システムでは、決裁の機能は実装する予定はありません。
9	11~12	231.	指定確認検査機関によっては、「消防同意」や「適合性判定」の各通知を経た後、指定確認検査機関の決裁者審査なるものがあり、そこで変更等が生じるおそれがある。審査差し戻し等となった場合の対応についてどうするか。	BIM 図面審査以外の従来の一般的な確認申請の場合と同様の取扱いとなります。
9	11~12	232.	審査済図書への電子押印は、必要であるか。「電子押印等」は、誰の電子押印等（電子署名）か、有効期間はどれくらいか。	確認済証の押印を廃止することが予定されているため、電子押印に係る記述は削除します。なお、ICBA 確認申請用 CDE に電子押印の機能を実装する予定はありません。
9	11~12	233.	「審査済図書」とは PDF 図面のことであり、データ種別を明記したほうがよい。紙での保存は不要と考えて良いか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	13	234.	確認済証や適合性判定通知書の交付は紙で行うか。	2025 年 4 月以降、確認済証や適合性判定通知書の電子交付が可能となる予定です。
9	14	235.	「押印済の」の箇所を「電子押印済の」にしてはいかがか。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。
9	14	236.	副本の証明は電子印のみとなるが、審査機関側でファイルにロックをかけるか(CDE にその対応も含まれているか)。	確認済証の押印を廃止することが予定されているため、電子押印に係る記述は削除します。

ページ	行	No.	意見	回答
				ICBA 確認申請用 CDE には、PDF ファイルにロックをかける等、ファイルの設定を変える機能を実装する予定はありません。
9	14	237.	申請者は審査済図書をどこからダウンロードするか、分かるよう記載できないか。 別記様式 2 に相当する申請書様式もダウンロード可能か。	ICBA 確認申請用 CDE および ICBA 電子申請受付システムを利用する場合、交付済図書等については、ICBA 電子申請受付システムからダウンロードしていただく予定です。詳細については、マニュアル等で別途お示しする予定です。
9	14	238.	申請者が審査済図書をダウンロードするとあるが、審査済図書はいつどのようにアップロードするのか。	各機関の運用によります。
9	14	239.	副本は確認申請、適合性判定とそれぞれつくるか。	貴見の通りです。
9	17	240.	「審査済図書」はどこに保存され、誰が管理するか。管理しているサーバーには誰の権限でアクセスできるか。	法第 12 条第 8 項及び第 77 条の 29 第 2 項に基づく図書の保存（以下、法定の図書保存という）は、各機関がそれぞれの責任で行うもので、保存先は各機関において定めることとなります。 ICBA 確認申請受付システムでは、審査済図書を保存できるサービスを提供することを想定しており、法定の図書保存を ICBA 確認申請受付システムにより行う場合、審査者により管理・アクセスできます。
9	17	241.	確認申請用 CDE と同等の審査環境で行われた BIM 図面審査の図書は、どこで保管されるか。	各機関において定めることとなります。
9	17	242.	「審査者は電子申請受付システムにおいて審査済み図書を保存する」とあるが、審査者が行う電子申請受付システムのデータ管理（保存、削除等）は可能なのか。確認済証交付後には仮受付のデータ等不要なデータが残ると思われる。	法定の図書保存の保存先は各機関において定めることとなるため、保存先については記載を削除します。 図書保存を別のシステム等で行う場合、交付後に ICBA 電子申請受付システムに残されたデータは審査者により削除が可能であり、一定期間を経過した後に削除することを想定しています。
9	17	243.	電子申請受付システムでの図書の保存について、15 年経過した場合は自動でシステムから削除されるか。審査側・申請側が削除する必要があるか。	ICBA 電子申請受付システムにおける図書保存について、審査側・申請側に応諾なく自動的に削除することは想定していません。
9	17	244.	確認済証の発行を終えたのち、確認申請用 CDE において、IFC データはどのように保管・削除されるか。	検査済証の発行後、一定期間を経過した後に削除することを想定しています。
9	17	245.	建築確認及びこれに付随する手続きに関する審査済図書は、審査機関単位でなく、建物単位で管理すべき。	図書の保存は、審査機関に課される義務となりますが、電子申請受付システム等を活用した効率的な図書保存のあり方の検討にあたり、参考とさせていただきます。
9	17	246.	所定の期間審査済図書を保存する」の箇所を「審査済図書を法定期間保存する」としてはいかがか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	17	247.	デジタルツインの社会の実現に向けて、IFC データの活用を検討してほ	今後の検討の参考とします。

ページ	行	No.	意見	回答
			しい。	
9	23	248.	「審査済図書を用いて完了検査を実施する」場合、PDF データを書面に印刷するか、PDF データを手持のタブレット等に移行して行うか、といった想定はあるか。	検査の方法は本ガイドラインの範囲外となり、各機関の判断によります。
9	23	249.	BIM 図面審査により建築確認申請の審査を行い、確認済証を交付した後、電子押印等の付された副本と紙による確認申請書により施工・工事管理されるが、中間検査や完了検査が、別の審査機関に申請された場合のデータの共有は可能なか。特に、BIM 審査を行えない機関（特定行政庁が想定される）に申請があった場合はどうなるのか。	現行の紙による申請や電子申請と同様に、別の機関に中間・完了検査の申請を行う場合は、申請者が保有する副本の写しを検査の申請先に提出することとなります。
9	23	250.	中間検査や完了検査における BIM データの活用は、検討しているか。	2029 年春の開始を目指す BIM データ審査では、中間検査や完了検査における BIM データの活用を図る方向で検討を行う予定です。
9	23	251.	「保存された審査済図書」→「電子保存された正本」とすべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
10	4~7	252.	整合性確認の定義に関する記載の末尾で「法適合の審査と一体となって審査を行うことをいう。」とされているが、整合性確認を省略する場合でも法適合の審査は省略されないという認識でよいか。	ご認識の通り、整合性確認の省略を行った場合でも、法適合の審査は省略されません。
10	4~7	253.	日影、検証法等 BIM ソフトと別のソフトを用いた場合の整合確認はどのように行われるか。	BIM 由来でない図書との整合性確認は従来通りの手法によります。
10	4~7	254.	「…確認することであり、法適合…」⇒「…確認し、法適合…」と、同じ文章に「であり、」が続けて使われている。	ご指摘を踏まえ、修正します。なお、整合性確認の定義については 1-3. 用語の定義に集約しています。
10	4~7	255.	「法適合の審査と一体となって」と記載されているが、整合性確認は法適合の審査とは別物ではないか。別物だからこそ整合性確認の一部省略が出来るか考える（法適合の審査と一体と書くこと省略出来なくなるか）。	ご指摘を踏まえ、修正します。
10	15~16	256.	確認申請書は BIM データから作成され、整合性が取れたものが提出される予定か。	確認申請書（別記様式 1~6 面）の記載事項については、整合性確認省略の対象になっていません。従前どおり、図書との整合性確認を行っていただく必要があります。
10	15~16	257.	整合性確認の省略について、平 19 国交告 835 第 1 第 2 項第 1 号の整合として、2 号様式の申請書（正本）と図書との整合性は、確認申請用 CDE の機能で対応できないか。	申請書と図書との整合性は、確認申請用 CDE では対応する予定はありません。
10	15~16	258.	戸建住宅等の小規模建築物、鉄骨鉄筋コンクリート造、木質系の構造については、今回、公開されたものとは別に入出力基準・チェックリストは準備される予定か。	適用範囲の拡大については、ご要望を踏まえ今後検討を行う予定です。
10	15~16	259.	H19 国交告 835 において、『申請書等の記載事項が相互に整合している	貴見の通りです。

ページ	行	No.	意見	回答
			ことを確かめること。』となっているが当該ガイドラインにより作成する図書については、整合性確認を省略できると考えてよいか。	
10	19～20	260.	設計者チェックリストを用いた整合性確認省略のしくみについて記述すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
10	19～20	261.	設計者による申告以外に、審査者が入出力基準に従って BIM モデルを作成し、図書を出力したことを確認する方法はあるか。	審査者は、入出力基準に従って BIM データが作成されたことを確認することは要しないこととしています。
10	19～20	262.	①設計者チェックリストの内容に誤りが確認された場合、どのようになるか。 ②設計者チェックリストの内容に誤りが生じた場合の最終的な責任は、設計者にあるとすることか。	①設計者チェックリストの内容に誤りがある場合には、BIM 図面審査の対象とはなりません。BIM 図面審査の対象とならず、電子申請や紙での申請に変更する場合の手順は、各機関により定めることとなります。 ②設計者チェックリストの内容については、設計者が申告を行うこととしており、設計者チェックリストの提出により整合性確認の省略を行った範囲について、誤りが生じた場合の責任は設計者が負うこととなります。
10	19～20	263.	入出力基準に従って作成された BIM データは、整合性確認を省略できるほど信頼性が上がるか。設計者の申告のみで整合性確認を省略することに懸念はないか。	入出力基準に従って作成されたデータは、BIM の機能により整合性が確保されます。設計者が正しくデータを作成し、申告を行うことにより、省略を行うに足る信頼性が確保されるものと考えます。
10	19～20	264.	審査省略できる対象範囲は設計者の任意であり、設計者チェックリストの記載内容によって審査省略できる対象範囲が異なると解してよいか。	貴見の通りです。
10	19～20	265.	設計者チェックリストは、保存対象となるか。	貴見の通りです。
10	24～27	266.	例えば設計者チェックリスト自体を BIM ソフトウェアにアドオン等で実装する等、入出力基準に従っているかどうか自動的にチェックできるツールがあるべきではないか。	ご指摘いただいた内容を参考に、引き続き検討を行う予定です。
10	24～27	267.	2D 加筆しないと図面として成立しないものもあり、2D 加筆はある程度必要である。	整合性確認の省略を行う図書の該当する記載事項について 2 次元加筆を禁じています。それ以外の記載に関する 2 次元加筆は制限されていないため、支障のないものと考えます。
10	28～29	268.	「BIM 図面審査において、整合性確認の省略を求める範囲については、原則として 2D 加筆は許容しないものとする。」との記載で、2D 加筆が許容されない「省略を求める範囲」とは、当該図面全体ではなく、その図面で整合確認の省略を求める事項に関する記載の部分のみ、と考えてよいか。	貴見の通りです。 整合性確認の省略を行う図面全体でなく、図書の該当する記載事項について 2 次元加筆を禁じています。
10	32～33	269.	PDF 形式のバージョンや変換方法について、審査・差分比較等を容易にする観点から、（ラスターデータではなく）ベクターデータとすべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
10	32～33	270.	「PDF の変換方法は特に求めず」とあるが、何を想定した文章か。「BIM	ご指摘を踏まえ、修正します。

ページ	行	No.	意見	回答
			ソフトウェア上で PDF 形式の図書に変換するものとする」と内容に矛盾はないか。	
10	36～ p.11.1	271.	IFC データの提出意義は何か。	IFC データは、①審査の参考として活用することにより建築物の形状の理解を助け効率的な審査を実現すること、②申請図書が、BIM データから出力された図書であることについて一定の担保を与えること、を目的として提出を求めるものです。
10	36～ p.11.1	272.	審査の参考として提出を求める BIM データについて、データ形式を IFC データ形式とする根拠は何か。	特定のソフトウェアに依存しない共通のデータ形式であること等を踏まえ、IFC データ形式での提出を求めるものです。
10	36～ p.11.1	273.	IFC データの決められた作成要領等はあるか。	BIM 図面審査で提出する IFC は、原則として IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0 (通称 IFC2×3) で提出することとしています。
10	36～ p.11.1	274.	PDF と IFC データの一致を確認する手順や、修正時の整合性維持の仕組みが必要ではないか。	PDF データと IFC データの同一性については、設計者の申告により担保するものとしています。修正時についても、BIM データ (ネイティブデータ) を修正し、PDF データを出力することを求めており、同一性は維持されるものと考えています。
10	36～ p.11.1	275.	IFC データサイズの上限もしくは目安は設定されるか。	ICBA 確認申請用 CDE については、システム開発中であり、テスト完了後に必要なスペックについて公開する予定 (2025 年夏頃) です。
10	36～ p.11.1	276.	IFC データの情報漏洩防止やセキュリティ担保の要件についてはどうなっているか。	申請者と審査者との間の約款に IFC データに関する規定が無い場合には、IFC データに関する規定を記載していただく必要があると考えます。ICBA 確認申請用 CDE の利用については、セキュリティを含む確認申請用 CDE の利用規約を設ける予定です。
10	36～ p.11.1	277.	BIM データから審査に必要な情報や建物特有の情報が漏洩しない仕組みを作る必要性があるのではないか。	PDF 図面と同等の情報漏洩対策は施されていますが、発注者・設計者以外 (審査者等) が閲覧してはならない建物特有の情報は含まないように出力してください。
10	36～ p.11.1	278.	「PDF 形式の図書及び」の文言は不要ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
11	2～4	279.	IFC データのバージョン IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0 (通称 IFC2×3) とは、各種 BIM ソフトで基本仕様として設定されているものか。	IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0 (通称 IFC2×3) は、多くの BIM ソフトウェアで対応しているフォーマットとなります。
11	2～4	280.	IFC データについて、IFC2×3 を原則としているが、2026 年春の BIM 図面審査開始時期を考慮すると IFC4.0 の規格にも対応する必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
11	5～6	281.	複数の IFC データを提出する場合に座標系を合わせるものとしているが、なぜ必要なか。	異なる IFC データから出力された図書間での整合性確認の省略を申告する場合は、それぞれの IFC データの原点及び座標系が合うことが要件となります。これは、確認申請用 CDE での重ね合わせを目的とした

ページ	行	No.	意見	回答
				要件です。本ガイドラインには記載しませんが、確認申請用 CDE で重ね合わせを行う場合の方法や条件は、ICBA 確認申請用 CDE マニュアルに記載します。
11	5~6	282.	意匠・構造・設備の各 IFC データを統合せず、原点を合わせた複数の IFC データを提出してもよいか。	座標系を合わせた上で、複数の IFC データを提出することは可能です。
11	5~6	283.	違う BIM ソフトを用いていても、確認申請用 CDE では意匠・構造・設備の重ね合わせは可能か。	違う BIM ソフトでも IFC ルールが共通のため、意匠・構造・設備の重ね合わせが可能です。
11	5~6	284.	確認申請用 CDE では、複数の IFC データの原点位置を合わせることはできるか。	ICBA 確認申請用 CDE では、実装する方向で検討中です。
11	5~6	285.	複数の IFC データを提出する場合に、例えば、設備に関する IFC データを修正する場合、意匠に関する IFC データも再提出する必要はあるか。	IFC データに変更がない場合は提出の必要はありません。
11	9~10	286.	審査済データの保存を行う主語は「審査者」という理解でよいか。	貴見の通りです。
11	18~21	287.	IFC データは、審査対象とならないことについて法令上、明確となるか。	BIM 図面審査の法令上の取り扱いについては、ご指摘も踏まえつつ検討します。
11	18~21	288.	IFC データに含まれる情報は審査対象外とは、IFC データに関する審査指摘は、無いと考えてよいか。（IFC データにて関係法令違反が確認された場合はどのような取り扱いとなるか。）	不備があった場合の取り扱いについて、本ガイドラインに記載することを検討します。
11	18~21	289.	受付時に IFC データと図書に明らかな不整合が確認された場合、どのようになるか。	受付時に、IFC データと図書に明らかな不整合がある場合には、BIM 図面審査を行うことはできません。例えば、申請に係る建築物と異なる建築物のデータである場合等がこれに当たります。
11	18~21	290.	BIM データと整合を取った従来の設計図書を偽って BIM 図面と提出されるケースでも、IFC データは審査対象外なので問題ないということか。	同一の BIM データから IFC データと PDF データが出力されたかについて疑義が生じる場合は、BIM 図面審査の対象とはならない場合があります。
11	18~21	291.	例えば IFC データで寸法を測定し PDF 図面と明らかに一致しない場合には、どうすればよいか。	IFC データの視認により発見された不備は、指摘により PDF データに明示をさせ、それに基づき審査することとなります。
11	18~21	292.	BIM ソフトウェアに起因して法令違反が発生した場合は、どのようになるか。	図書が審査の対象であることは、従来と変わりません。図書の作成手段としてソフトウェアを活用することについては、以前から行われているものと認識しています。
11	18~21	293.	IFC データが審査対象ではないならば、例えばモデル上では廊下幅員が 110cm のところをビューでの書き込み寸法で 120cm としていてもよいか。	貴見の通りです。

ページ	行	No.	意見	回答
11	18～21	294.	「確認申請用 CDE が備える IFC が閲覧可能な BIM ビューアは…」の「IFC」を「IFC データ」等に変えるべき。	ご指摘のとおり、修正します。
11	24～26	295.	IFC データが、オリジナルデータから出力された図書と同一のデータから同一の時点で出力されたことについての責任は、設計者が負うこととなるか。	IFC データが、オリジナルデータから出力された図書と同一のデータから同一の時点で出力されたことについて、設計者が申告を行うこととしており、誤りが生じた場合の責任は設計者が負うこととなります。
11	24～26	296.	PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同一の時点で出力するとあるが、そのことを担保・確認する方法はあるか。例えば出力日時、シリアルナンバー等が表示されるか。	図書がオリジナルデータから出力されたことについて、設計者が申告することとしているほか、オリジナルデータから出力された図書と同一のデータから同一の時点で出力した IFC データの提出を求めるとしています。 これは、変更の加えられていない同一のデータから BIM 由来の PDF 図書および IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基づき確認することを意味しており、データ上で確認することはできません。 ご指摘のような自動化ができることが、人為的なミスや効率化の観点から望ましいと考えます。そのような技術が確立し採用できるように継続的な検討を行っていく予定です。
11	24～26	297.	IFC データと PDF 形式の図書が同一の BIM データから出力されたことについて、設計者の申告のみを信用してよいか。システム上、担保する仕組みが必要でないか。	現時点において、IFC データと PDF 形式の図書の同一性については、設計者の申告により担保することとしています。また、IFC データと図書に明らかな不整合がある場合には、BIM 図面審査を行うことはできません。
11	24～26	298.	「IFC データと PDF が同一の BIM データから出力されたことをチェックリストで確認する」とあり、申告書又はチェックリストの様式に当該項目を追加すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
11	24～26	299.	「IFC データと PDF が同じ時刻の BIM データから出力されたことをチェックリストで確認する」旨も追記すべき。	ご指摘を踏まえ、修正します。
11	29～30	300.	申請書データについて、XML データでの利用を想定するとはどういうことか。	ご指摘の内容については、本ガイドラインの対象外として記載を削除します。 なお、ICBA 電子申請受付システムでは、申請書の入力フォームより文字情報を登録する方法のほか、ICBA が申請者向けに提供している「申請書作成プログラム」から出力された申請書情報の XML ファイルを取り込む方法を予定しています。 また、ICBA 電子申請受付システムと ICBA 確認申請用 CDE とのデータ連携は XML データで行うことを想定しています。
11	33～34	301.	P11 の 8 行目は審査済みデータの「保存」と 32 行目の IFC データの「保存」は同じことを指しているか。仮受又は本受時の提出の際の「保存」のことを指しているか。	いずれも同様に、法定の図書保存を指しています。
11	33～34	302.	IFC データは、申請図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担	IFC データの保存については、今後の検討課題とします。

ページ	行	No.	意見	回答
			保を与えることを目的としているならば、保存の対象とすべきではないか。	
11	33～34	303.	「副本としての交付」→「副本としての IFC データの交付」としたほうがよい。	ご指摘のとおり、修正します。
11	35～36	304.	「完了検査」→「中間検査・完了検査」と記載すべき。	ご指摘のとおり、修正します。
12	2～6	305.	IFC データは参考資料であり、不備により図面審査の対象外とするためには、明確な基準が必要で、それを示すべき。	BIM 図面審査においては、申請図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的とし、IFC データに不備がないことの確認を審査者に求めています。 そのため、提出された IFC データに不備がないことを「見抜く」ことが審査者に求められているわけではなく、審査者の責任において、「BIM により作成されたことを信ずるに足る」と判断することが求められていることから、「見抜けなかった場合の責任」は審査者には生じないこととしています。 不備の程度については、上記の理由から本ガイドラインでの詳細な規定は行わず、申請者および審査者の個別の協議によるものとしています。 整合性確認の省略については、設計者の申告によるものであり、省略された部分の整合性確保の責任は設計者にあることから、審査者が「見抜けなかった」ことにより負う責任は限定的であるものと考えます。
12	2～6	306.	IFC データの不備の具体例を示してほしい。	IFC データの不備の例としては、明らかに別プロジェクトのデータ等図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認出来ない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を申告する場合において、意匠と構造の IFC データが重ならない場合等を想定しています。
12	2～6	307.	BIM ソフトウェアから生成された IFC データの正しさ、データ欠落の有無はどのように担保されるか。	BIM ソフトウェアによるものとしています。
12	2～6	308.	確認申請用 CDE に IFC データに不備等があることの検出方法はあるか。	ICBA 確認申請用 CDE では自動検知はできません。現段階では、目視による確認となります。
12	2～6	309.	IFC データに不備がなく、確認申請用 CDE のビューア（ソフト、ハード）に不備があり、十分な視認ができない場合には、どのような運用となるか。	具体的な運用については今後検討します。 バグが発見された場合は早急に対応しますが、難しい場合は応急処置として市販ソフトにより対応することも考えられます。
12	2～6	310.	「IFC データは…審査の対象としない」として、「IFC データに不備やデータの欠落等…図面審査の対象とすることはできない」の関係性が不明である。	ご指摘を踏まえ、修正します。

ページ	行	No.	意見	回答
その他		311.	BIM 図面審査を利用する場合、建築・構造・電気・機械すべての分野の図書を BIM で作成することが必須か。 意匠のみ BIM で作成し（その他は 2Dcad で作成）、意匠のみ整合性確認省略を求める場合であっても、BIM 図面審査の利用は可能か。	BIM 図面審査の適用範囲については、設計者チェックリストにより申告するものとしています。そのため、意匠・構造・設備等、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能です。 この場合、BIM 図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから出力された PDF 形式の図書（BIM 由来の PDF 図書）および IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとなります。
その他		312.	BIM 図面審査では、構造計算書と構造図の整合性確認の省略は対象となるか。対象でないのであれば、その旨を明記すべき、また中長期的な見通しはどのようになっているか。	BIM 図面審査においては、構造図と構造計算書に係る整合性の確認は対象としておりません。なお、構造計算書を含む、データに含まれる情報を活用した審査の実施については、今後 BIM データ審査にて検討する予定です。
その他		313.	計画変更の確認申請、軽微な変更において、BIM 図面審査を利用することはできるか。またその手順はどのようになるか。	ご指摘を踏まえ、計画変更および軽微な変更の場合の取り扱いについて追加します。
その他		314.	軽微な変更の場合、IFC データ・設計者チェックリストの提出は必要か。	ご指摘を踏まえ、軽微な変更の場合の取り扱いについて追加します。
その他		315.	計画変更や増築等の場合に、申請方法（紙・電子申請・BIM 図面審査）を前願から変更することは可能か。その場合の手続きはどうか	計画変更等の場合の取り扱いについて、本ガイドラインに追加します。
その他		316.	軽微な変更や計画変更が生じた場合の中間検査、完了検査について、検査の対象となる審査済図書はどのように扱われるか。	検査の対象となる図書については従前の通りの取り扱いとなります。
その他		317.	CDE は確認申請後の軽微変更や計画変更も比較できるため、仮受付から完了検査までプロジェクト存続中はアクセス可能になっていると良い。	運用方法により可能ですが、詳細の具体的な運用方法は検討中です。
その他		318.	審査済図書について、計画変更確認申請時には該当図面のみとなるが、同時に、時点有効の確認申請図書一式もダウンロードできるような確認申請用 CDE のメニューの構築ができると、工事監理者、工事施工者、あるいは完了検査時に有効である。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
その他		319.	増築等の既存（前願）建物がある場合、既存部分も BIM 化する必要があるか。その場合、紙提出時代の求積と BIM による求積では面積詳細に差異が生じる可能性があるが、その扱いはどのような判断がなされるか。	計画変更等の場合の取り扱いについて、本ガイドラインに追加します。 面積の差異については、申請者と申請先の機関にて個別に協議を行うこととなります。